

クレジット加盟店の皆様へ

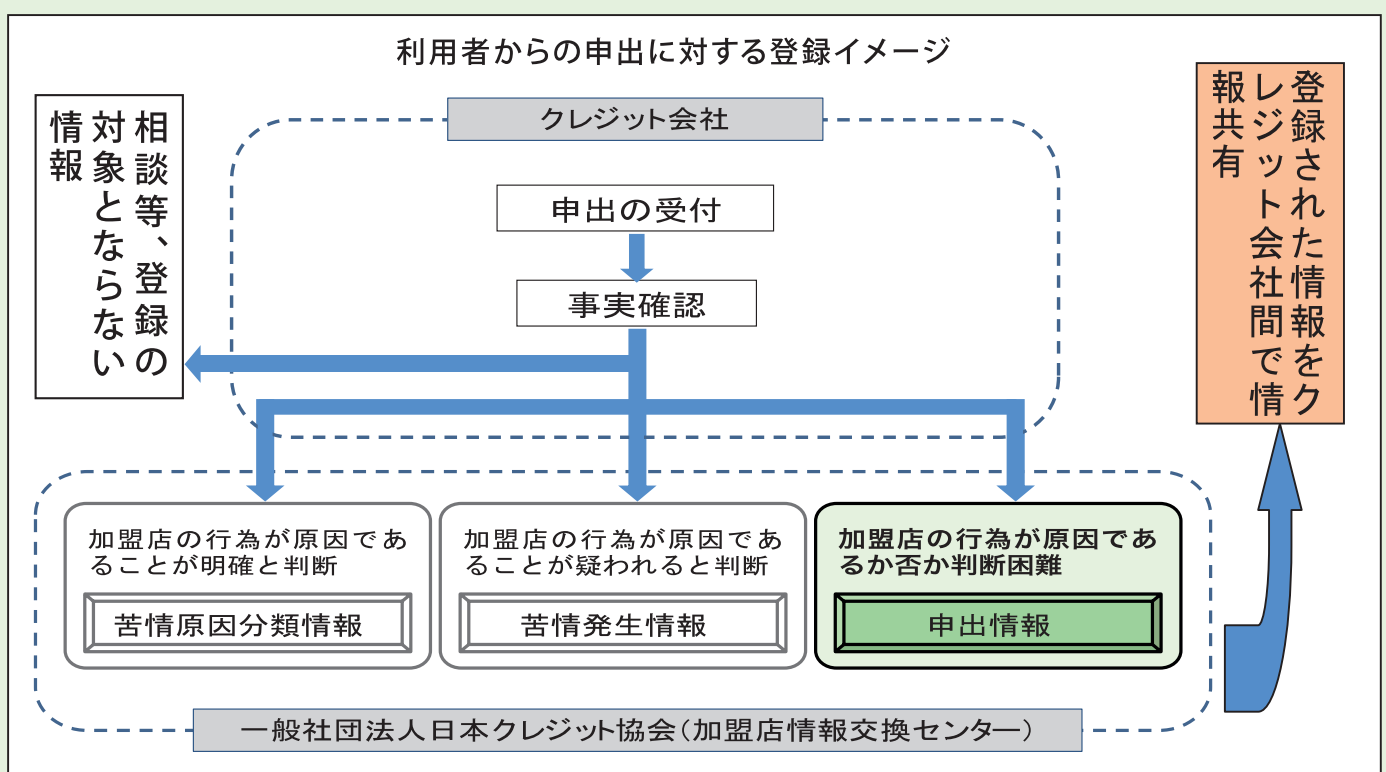
一般社団法人日本クレジット協会（加盟店情報交換センター）は、割賦販売法で認定されたクレジット業界の自主規制団体として、同法に基づき、加盟店の悪質な行為によるお客様の被害を防止するために必要な情報を会員（クレジット会社）間で共同利用しています。

このほど、更なる消費者利益の保護を図るため、加盟店情報交換制度において、お客様からの申出について、登録の対象を拡大することといたしました。

重要

- ◆ 今後、割賦販売法に基づき登録していた「苦情原因分類情報」等に加えて、クレジットを利用したお客様からの加盟店に係る申出の事実が「申出情報」として登録されます。この場合、加盟店に起因しないもの、お客様の誤解等によるものは除かれます。
- ◆ 「申出情報」は、割賦販売法に規定する「利用者等の保護に欠ける行為」に該当するか否かの判断が困難なものが登録されます。したがって、既存の「苦情原因分類情報」等とは性質が異なる情報であり、この情報をもってただちに問題があると判断されるものではありません。
- ◆ なお、申出情報としては、「加盟店名称」、「所在地」、「利用日」、「申出受付日」、「販売方法」の他、「お客様の申出内容」及び「加盟店の主張」等の内容が、6か月間協会に登録され、クレジット会社間で参考情報として共同利用されます。

加盟店情報交換制度及び共同利用目的については、一般社団法人日本クレジット協会のホームページ（<http://www.j-credit.or.jp/>）をご覧ください。



◆ 申出情報の利用目的

申出情報は、クレジット会社において、加盟店情報交換センターから提供された情報に係る加盟店を利用した自社の利用者等からの申出の受付状況の再確認などに利用されます。

◆ 利用するクレジット会社

登録された情報は、加盟店情報交換制度に加盟するクレジット会社間で共同利用されます。加盟会社については、一般社団法人日本クレジット協会のホームページに掲載しています。(http://www.j-credit.or.jp)

◆ 登録された情報の確認（情報の開示）

加盟店様は、自社に係る登録情報を確認することができます。ご要望がある場合は、下記までご連絡ください。

《参考》

	情報種別	概 要
既存	苦情発生情報	お客様からの申出等において、加盟店による利用者等の保護に欠ける行為を原因としている疑いがあるとクレジット会社が判断した情報
	苦情原因分類情報	お客様からの申出等において、加盟店による利用者等の保護に欠ける行為を原因としていることが明確であるとクレジット会社が判断した情報
	苦情調査情報	割賦販売法に基づく加盟店調査を行った事実情報
	強制解除情報	加盟店による利用者等の保護に欠ける行為があったことを事由として加盟店契約を解除した事実情報
	行政処分情報	特定商取引法に基づく行政処分が公表された事実である情報
追加	申出情報	お客様からの申出(加盟店に起因しないもの、誤解等を除く)の事実情報。(苦情原因分類情報又は苦情発生情報に該当するものを除く。)

※ 「利用者等の保護に欠ける行為」：消費者契約法第4条該当行為、特定商取引法禁止行為・指示対象行為、その他加盟店による不正行為を定めています。

加盟店情報交換センターに登録された情報に関する連絡窓口は下記のとおりです。
詳細はホームページをご参照ください。

一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター

東京都中央区日本橋小網町14-1 住生日本橋小網町ビル6F

TEL：03-5643-0011

ホームページアドレス <http://www.j-credit.or.jp>